

事前確認の状況  
A P A レポート

平成 15 年 9 月

国税庁 相互協議室

# 目 次

1	はじめに	1
2	事前確認 ( Advance Pricing Arrangement :APA ) とは	2
3	日本及び世界の APA の経緯	3
4	APA 執行体制	4
	(1) 署所管法人	
	(2) 調査課所管法人	
5	我が国の APA の概要	5
	(1) APA の定義	
	(2) APA と相互協議の関係	
	(3) APA と移転価格調査の関係	
	(4) 申出・審査手続	
	(5) 申出内容の審査	
	(6) APA の効果	
	(7) 遵守状況の検討	
	(8) 補償調整	
	(9) APA の改定・取消し・更新	
	(10) 遡及適用 ( ロールバック )	
6	APA 手続の流れ	9
	(1) 申出	
	(2) 審査	
	(3) 相互協議及び合意	
	(4) 年次報告書の審査等	
	【チャート図】相互協議事務の流れ	
7	APA を申し出る納税者へのお願い	12
8	APA の状況	13
	(1) 年度別発生件数の推移	
	(2) 年度別処理件数の推移	
	(3) 年度別繰越件数の推移	
	(4) 過去 3 年間の MAP/APA の分析	
	・ 相互協議件数に占める MAP/APA の割合	

- ・ MAP/APA 処理事案の業種別内訳
- ・ MAP/APA 処理事案の対象取引別内訳
- ・ MAP/APA 処理事案の移転価格算定方法別内訳
- ・ MAP/APA 処理事案の地域別内訳

(5) MAP/APA の事案処理期間について

9 相互協議室・APA チームの体制 ..... 17

(1) 相互協議体制の推移

(2) APA チーム体制

## 1 はじめに

当報告書は、国税庁の事前確認（Advance Pricing Arrangement :APA）に関する最初の報告書である。当報告書は事前確認制度の概要と、制度導入後の初期の時期から 2002 年度<sup>1</sup>に至るまでの概要を説明している。

事前確認制度は、1987 年、世界に先駆けて我が国で導入された。これは移転価格税制の導入時において、移転価格課税を受けた後に、相互協議を通じて解決するというメカニズムがあったものの、独立企業間価格の算定という困難な問題に対し、納税者が予め移転価格算定手法について確認を与えることにより、予測可能性を確保し、併せて移転価格税制の適正・円滑な執行を目指したものである。その後、時代の趨勢により、APA は国内手続の枠を越えて二国間、あるいは、多国間の相互協議を前提とする手続に拡大しているが、基本となる目的は当初のものと変わってはいないとする。

OECD を始め、環太平洋税務長官会議（PATA）、アジア税務長官会議（SGATAR）等の国際会議の場でも、移転価格課税による紛争解決の方法が議論されているが、OECD ガイドラインにも述べられているとおり、移転価格問題を解決するための不服審査、裁判及び相互協議のメカニズムを補完するものとして、事前確認制度は最も有用なものであると考えられる<sup>2</sup>。移転価格税制のより円滑な執行及び納税者の予測可能性を確保するためにも、国税庁としてもより積極的に事前確認制度を推進する所存である。この報告書が、我が国で行われている事前確認制度について納税者の理解を助け、事前確認制度の推進に役立つことを期待したい。

---

<sup>1</sup> 2002 年 7 月 1 日～2003 年 6 月 30 日の 1 年間をいう。

<sup>2</sup> 1995 年 OECD ガイドラインパラ 4.124

## 2 事前確認（Advance Pricing Arrangement：APA）とは

APA とは、納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度である。

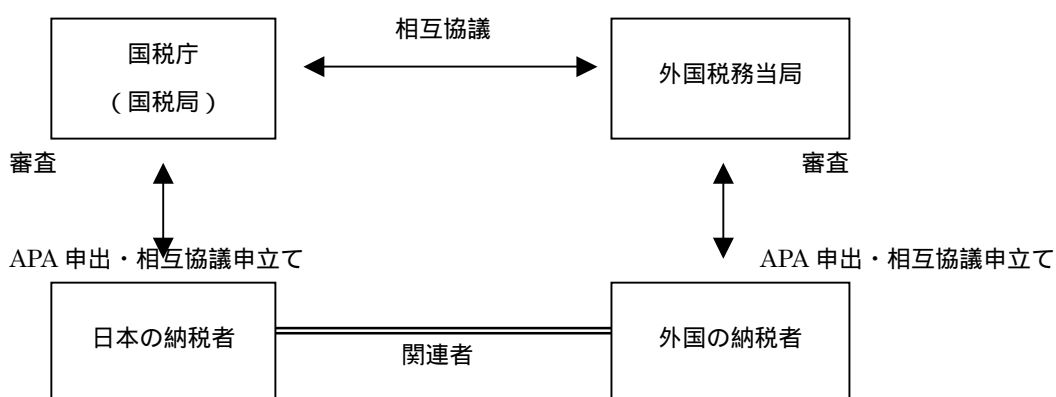
APA の目的は、独立企業間価格の算定に関して課税庁と納税者との間で事前に確認することにより、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図ることである。移転価格課税は高額に及ぶことが多く、また、一たび納税者が税務当局より移転価格調査を受けた場合、その調査期間及び解決のための相互協議に通常長期間を要することから納税者の移転価格課税リスクは一般に大きなものであるとされている。国外関連取引を有する納税者は、APA を利用することにより、こうした移転価格課税リスクを事前に回避することができる。

APA には、一国のみの APA（ユニラテラル APA、以下「ユニ APA」という。）、二国間 APA 及び多国間 APA がある（「二国間 APA 及び多国間 APA」を以下「MAP/APA」という。）。

ユニ APA は、日本国内において納税者が税務当局に独立企業間価格の算定方法等について確認を求めるものである。したがって、この場合は外国の納税者が外国税務当局に課税されるリスクを回避できない。

MAP/APA は、独立企業間価格の算定方法等について、当該取引の当事者を所轄する税務当局間で独立企業間価格の算定方法等について相互協議を行い、移転価格課税についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを減少させることを目的とする。MAP/APA では納税者に双方の国から（又は多国間）法的安定性を得ることができるため、日本は MAP/APA を推奨しており、多くの国も同様の立場をとっている。

### 《MAP/APA のイメージ》



### 3 日本及び世界の APA の経緯

APA は、1987 年、我が国により世界で最初に導入された<sup>3</sup>。これは我が国で移転価格税制を導入するに当たり予め「法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法等を確認することにより、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る」ことをねらいとして導入されたものである<sup>4</sup>。

その後、米国国税庁（IRS）も 1991 年に米国内国歳入手続 91 - 22 により正式に APA（米国では Advance Pricing Agreement）を導入し、さらに、カナダ（1994 年）、ニュージーランド（1994 年）、オーストラリア（1995 年）、メキシコ（1995 年）等 APA を導入する国が続き、また、1995 年 OECD 移転価格レポートにおいて APA が取り上げられたことに伴い、その後、韓国（1996 年）、ブラジル（1997 年）、中国（1998 年）、イギリス（1999 年）、フランス（1999 年）、オランダ（1999 年）、ドイツ（2000 年）が同制度を導入する等、APA は世界的な関心を向けられるに至っている<sup>5</sup>。

こうした世界的な関心の高まりを背景に、APA の申出件数は増加し、1994 年頃から日本においても MAP/APA の申出件数が増加した。MAP/APA 申出件数の増加に伴い、1999 年には 1987 年の通達を改正し、MAP/APA を推奨する「独立企業間価格の算定方法等の確認について（事務運営指針）」を発遣した。この内容はその後 2001 年 6 月 1 日付「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」<sup>6</sup>（以下「移転価格事務運営指針」という。）に継承され、現在に至っている。

また、MAP/APA に不可欠な相互協議手続についても、2001 年 6 月 25 日付「相互協議の手続について（事務運営指針）」（以下「相互協議事務運営指針」という。）において、MAP/APA に係る相互協議手続が明確化された<sup>7</sup>。なお、現行の移転価格事務運営指針及び相互協議事務運営指針は、国税庁のホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）上でも入手可能である。

---

<sup>3</sup> 「独立企業間価格の算定について」昭和 62 年 4 月 24 日付査調 5 - 1 ほか 2 課共同

<sup>4</sup> 同上

<sup>5</sup> 経済協力開発機構（OECD）はさらに、1999 年 OECD/APA ガイドラインを発表し、MAP/APA の推進を明言している。

<sup>6</sup> 「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」平成 13 年 6 月 1 日付査調 7 1 ほか

<sup>7</sup> 「相互協議の手続について（事務運営指針）」平成 13 年 6 月 25 日付官協 1 - 39 ほか  
当事務運営指針では APA に係る相互協議手続について規定している。

## 4 APA 執行体制

我が国の場合、法人の規模により APA の担当・所掌が異なっており、原則として署所管法人は法人課税課が、調査課所管法人は調査課が事前確認申出書の審査を担当する。しかし、実際には、所定の手続に則り、当該法人を調査課所管にした上で事前確認審査を行う場合が多い。また、いずれの法人についても相互協議は国税庁相互協議室が行っている。

### (1) 税務署所管法人

税務署所管法人は、事前確認申出書及び相互協議申立書を所轄税務署の法人課税部門に提出する。APA についての事前相談(後述)及び事前確認申出書の審査は、国税局法人課税課<sup>8</sup>で行われるが、必要に応じ国税庁課税部法人課税課も加わることがある。

### (2) 調査課所管法人

調査課所管法人は、事前確認申出書を所轄国税局に、相互協議申立書を所轄税務署に提出する。調査課所管法人の APA についての事前相談(後述)及び事前確認申出書の審査は、国税局調査課<sup>9</sup>で行われるが、必要に応じ国税庁調査査察部調査課も加わることがある<sup>10</sup>。

---

<sup>8</sup> 国税局課税第二部(金沢、高松、及び熊本国税局においては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。

<sup>9</sup> 東京及び大阪国税局調査第一部国際情報課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課ならびに沖縄国税事務所調査課をいう。

<sup>10</sup> なお、国税局法人課税課(署所管法人担当)又は調査課(調査課所管法人担当)を以下「局担当課」、国税庁課税部法人課税課(署所管法人担当)又は調査査察部調査課(調査課所管法人担当)を以下「庁担当課」という。

## 5 我が国の APA の概要

現在、我が国の APA に関する手続は、前述のとおり移転価格事務運営指針及び相互協議事務運営指針において規定されている。

その概要は、以下のとおりである。

### (1) APA の定義

税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいう。

### (2) APA と相互協議との関係

#### 二重課税の排除

国外関連者の所在する税務当局との間で租税条約に基づく相互協議を行い、APA の内容について二国間（多国間）で合意することにより、納税者の二重課税リスクを事前に排除する。

#### APA 申出の際における相互協議申立ての勧奨<sup>11</sup>

二重課税を排除し、予測可能性を確保する観点から、APA の申出を希望する法人に対し、相互協議の申立てを併せて行うよう勧奨する。

#### 審査部局と相互協議部局との連携<sup>12</sup>

審査部局（局担当課）と相互協議部局（庁相互協議室）が連携し、事前相談の段階から相互協議の終結まで緊密な意見交換を行い、APA 事案の早期処理に努める。

### (3) APA と移転価格調査との関係

#### 将来年度に係る確認

APA は、過去の財務データ等を基に独立企業間価格の算定方法の妥当性、適正な利益率等を検討し、将来に向けて確認を与えるものであり、過去の年度を対象とする移転価格調査とは異なる。

#### レンジの使用

移転価格調査の場合、独立企業間価格は特定の水準（ポイント）で算定するが、APA は所得移転がないと判断できる範囲（レンジ）で確認する場合が多い。

#### 比較対象取引

APA は納税者自らが算定方法として申し出た手法を確認する制度であるため、比較対象取引の選定に当たっては納税者が入手可能な情報（公開データ、内部データ等）のみに基づいて行われる。

#### APA の申出と調査との関係<sup>13</sup>

- ・ 調査着手後に APA の申出があっても、調査は中断されない。
- ・ 制度の信頼性を確保するため、審査の過程で納税者から入手した資料は、事実に関するもの（財務諸表、資本関係図、事業概況書等）を除き、調査では使用しない。

<sup>11</sup> 移転価格事務運営指針 5 - 11

<sup>12</sup> 同 5 - 12

<sup>13</sup> 同 2 - 13

#### (4) 申出・審査手続

##### 申出書の提出期限<sup>14</sup>

APAを受けようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限までに「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」に必要な資料を添付して提出する。相互協議を希望する場合には、別途「相互協議申立書」を提出する。APAに係る相互協議の申立てには申立期限は定められていないが、APAに係る相互協議申立書は、通常、事前確認申出書と同時に提出される。

##### 申出に必要な提出資料<sup>15</sup>

- ・ 確認対象の国外関連取引及び確認対象取引を行う組織の概要
- ・ 独立企業間価格の算定方法及びそれが最も合理的であることの説明
- ・ APAの前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件
- ・ 確認対象取引の資金の流れ及び通貨の種類
- ・ 国外関連者との資本関係・実質的な支配関係
- ・ 取引当事者が果たす機能
- ・ 過去3年分の営業及び経理の状況
- ・ 国外関連者の所在地国での移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合、その概要及び課税の状況
- ・ 申し出た独立企業間価格の算定方法を過去3年分の申出企業の実績に適用した場合の結果

##### 確認対象期間<sup>16</sup>

移転価格事務運営指針では原則として3年間となっているが、申出内容に応じて柔軟に対応している。

#### (5) 申出内容の審査

審査は、次の点を中心に行われる。

APAを申し出た納税者及び国外関連者の事業実態、国外関連取引の事実関係の把握

審査の際の基礎データとなる過年度における所得移転の蓋然性の有無の検討

独立企業間価格の算定方法の妥当性の検討

比較対象取引の比較可能性の検討

- ・ 棚卸資産の種類、役務の内容等
- ・ 取引段階
- ・ 取引数量
- ・ 契約条件
- ・ 取引当事者が果たす機能及び負担するリスク
- ・ 無形資産
- ・ 事業戦略
- ・ 市場参入時期
- ・ 市場の状況

<sup>14</sup> 移転価格事務運営指針 5 - 1

<sup>15</sup> 同 5 - 2

<sup>16</sup> 同 5 - 7

(6) APA の効果<sup>17</sup>

APA の内容に適合した申告を行っている場合には、確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱われる。

(7) 遵守状況の検討<sup>18</sup>

APA の確認を受けた納税者（以下「確認法人」という。）は、確認内容に適合した申告を行っていること等を説明した報告書（年次報告書）を、APA の確認を受けた各事業年度に係る確定申告書の提出期限又は所轄税務署長が予め定める期間内に提出する必要がある。局担当課が同報告書の内容を検証する。

(8) 補償調整<sup>19</sup>

APA 期間中に行われた各 APA 対象事業年度における確認対象取引に係る損益（実績値）が確認内容に適合しないことが判明した場合、判明した時期に応じて、納税者は所要の調整を行う必要がある。

なお、確認法人が APA の内容に適合した申告を行うために確定決算において行う必要な調整は、移転価格上適正な取引として扱われる。

申告調整

確認法人の確定決算が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得水準が過少となっていたことが確定申告書提出前に判明した場合、法人税確定申告書別表で所得金額を修正する。

修正申告

確認法人の確定申告が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過少となっていたことが確定申告書提出後に判明した場合、速やかに修正申告書の提出を行う。

APA が MAP/APA である場合、確認法人は上記、に加え次の調整を行うこともできる。

申告調整

確認法人の確定決算が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが確定申告書提出前に判明した場合、相互協議の合意内容に従い、法人税確定申告書別表で所得金額を修正することができる。

更正の請求

確認法人の確定申告が、事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが確定申告書提出後に判明した場合、相互協議の合意内容に従い、更正の請求を行うことができる。

(9) APA の改定・取消し・更新

改定<sup>20</sup>

確認付与時の状況と著しく異なる経済事情が発生した等、APA を継続する上での重要な前提条件に大きな変更が生じた場合には、納税者は改定の申出を行う必要がある。

<sup>17</sup> 移転価格事務運営指針 5 - 16

<sup>18</sup> 同 5 - 14

<sup>19</sup> 同 5 - 17

<sup>20</sup> 同 5 - 18

#### 取消し<sup>21</sup>

納税者側に次に該当する事実がある場合には、APA が取り消されることとなる。

- ・ 重要な前提条件に変更があったにもかかわらず、改定の申出がない場合
- ・ 確認内容に適合した確定申告書の提出を行わない場合
- ・ 年次報告書を提出しない場合
- ・ 申出の基礎となった事実に重大な誤り等があった場合

#### 更新<sup>22</sup>

APA の対象期間が終了した後の事業年度（後続年度）について、APA の更新の申出があった場合には、新規の申出に準じて所要の手続を行う。

#### (10) 遡及適用（ロールバック）<sup>23</sup>

納税者から、APA で確認された移転価格算定手法を事前確認対象期間以前の事業年度についてロールバックすることを希望する申出があった場合、確認された移転価格算定方法等が、当該事業年度において最も合理的であると認められる場合にはロールバックが認められる。

---

<sup>21</sup> 移転価格事務運営指針 5 - 19

<sup>22</sup> 同 5 - 20

<sup>23</sup> 同 5 - 21

## 6 APA 手続の流れ

我が国では、APA は納税者の申出により開始される。APA の申出に対して国税庁が手数料等を徴収することはない。APA 手続は概ね、(1)申出、(2)国税局担当課での審査、(3)相互協議及び合意、(4)年次報告書の審査等の 4 段階に分けることができる。

### (1) 申出

納税者は APA の申出に当たり、事前に税務当局に相談することができ、相互協議を前提とする場合には、局担当課、庁担当課及び相互協議室の三者がこの事前相談に参加する。また、納税者は過去の年度に対する移転価格課税を契機として、将来の課税リスクを回避し、予測可能性を確保するために APA を申し出る場合もある。この場合、当初の移転価格課税について相互協議の対象となっているのであれば、納税者は相互協議担当者を通じて APA への意向を表明し、事前相談に入ることもある。

なお、我が国ではユニ APA の申出書が提出された場合においても、関係国税務当局との相互協議の申立てを勧奨している<sup>24</sup>。

APA の申出書は署又は国税局に提出する。この際、局担当課等による申出内容の審査が円滑に行われるよう、納税者は APA 申出に必要な書類（前出 5(4) 参照）を添付する。

### (2) 審査

APA の申出書が提出されると、局担当課は担当者を決め、速やかに審査に着手する。局担当課の審査担当者は、事前確認申出書に添付された資料のほか、APA の審査に必要であると認められる資料の提出を求める。その後、審査終了時、局担当課は庁担当課に審査報告を行う。庁担当課は、課内のチェックを行った上、同報告書を相互協議室に回付する。

審査に当たっては、局担当課は移転価格事務運営指針 5 - 10（事前確認の申出の審査）に留意しつつ審査を進めている。

### (3) 相互協議及び合意

MAP/APA の場合、相互協議担当者は審査の結果を基に日本側ポジションペーパーを作成する。相互協議は通常、年数回直接会合方式により行われているが、加えて、随時電話、ファックス等を利用して意見交換に努めている。協議の状況に基づき協議担当者と審査担当者は意見交換を行い、事実関係等の確認を行う。

協議が合意に至ったものの、合意内容が申出内容と異なる場合には、修正申出が提出され、局担当課は納税者宛に確認通知を送付する。

ユニ APA の場合は、局担当課の審査の結果、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合には、申出の修正を求めることができる。納税者が修正に応じない場合は、局担当課は不確認通知を送付することになる。申出内容がそのまま確認されるか、あるいは申出が修正された場合、局担当課は納税者に確認通知を送付する。

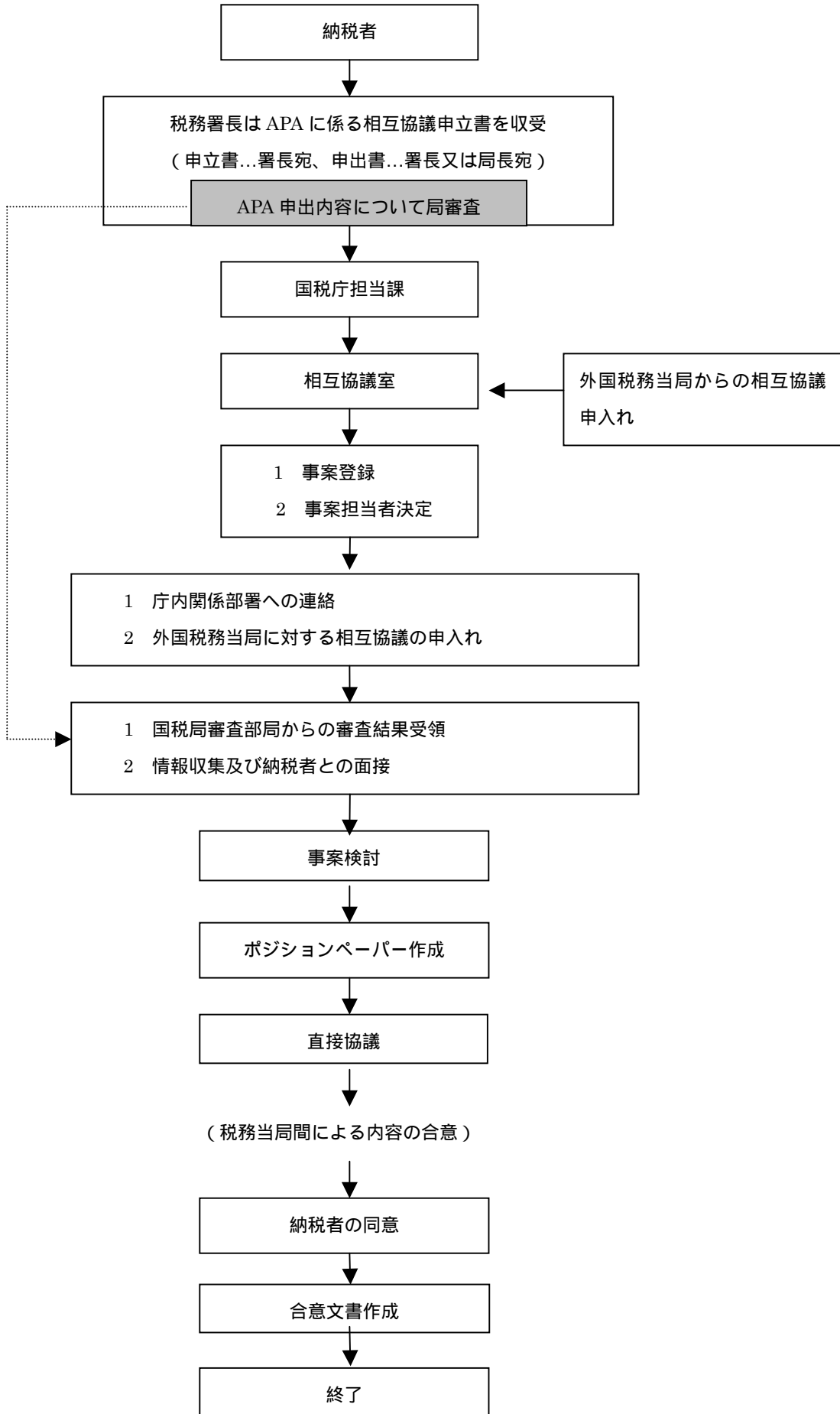
<sup>24</sup> 移転価格事務運営指針 5 - 11

#### (4) 年次報告書の審査等

APA の確認通知を受けた後、確認法人は確認対象事業年度の各年の確定申告書の提出期限又はあらかじめ定められた期間内に、申告内容が APA の内容と合致しているか否かを明らかにする「年次報告書」を提出しなければならない。申告内容が確認内容に合致していないことにより、所得金額が過少となっていた場合には、修正申告による所得金額の調整が必要になる。また、所得金額が過大となっていた場合には相互協議手続が必要となる。確認法人は相互協議申立書を提出し、相互協議の合意内容に従い補償調整の処理（更正の請求）を行うこととなる。

また、重要な前提条件等に変更が生じた場合にも、改めて相互協議を申し立てる必要がある。

## 相互協議事務の流れ（二国間 APA 事案）



## 7 APA を申し出る納税者へのお願い

APA はあくまで納税者の自主的な申出に基づいて行われるものです。したがって、APA の手続を円滑に進めるためには、申出人である納税者の審査に対する協力が不可欠です。特に、審査に必要な資料等の提出は、審査及び協議プロセスの効率化に大きく寄与することから、迅速に提出していただく必要があります。

また、外国税務当局に APA を申し出る場合には、外国税務当局への申出と同時に我が国へも申出書を提出していただくことにより、MAP/APA に係る審査及び相互協議がより効率的に行われることとなります。

さらに、協議を開始した後でも、事実関係等の確認のため、税務当局から、資料等の追加提出等の協力をお願いすることもありますので、その場合には納税者の迅速な対応をお願いいたします。

## 8 APA の状況

前述のとおり、我が国における APA は 1987 年に導入されている。同年から 2002 年までの 16 年間に於ける MAP/APA とユニ APA の発生件数及び処理件数は次のとおりであり、日本では大部分が MAP/APA であることが分かる（MAP/APA の場合は相手国別にカウントされるが、ユニ APA の場合は日本の法人ごとにカウントされる）<sup>25</sup>。

（単位：件）

	発生件数		処理件数	
	件数	割合	件数	割合
MAP/APA	258	85.4%	170	83.7%
ユニ	44	14.6%	33	16.3%

以下、MAP/APA について説明する。

### (1) 年度別発生件数の推移

MAP/APA の発生件数は、MAP/APA が世界的に認知され始めた 1994 年頃から増加し、2000 年以降は制度開始から 12 年間の平均（年間 10 件）の 4 倍以上になっている。

（単位：件）

発生件数	1987～99 年	2000 年	2001 年	2002 年	計
MAP/APA	121	48	42	47	258

### (2) 年度別処理件数の推移

処理件数は制度開始から 12 年間で 69 件であったのに対し、2002 年は 1 年間で 47 件の処理となっている。

（単位：件）

処理件数	1987～99 年	2000 年	2001 年	2002 年	計
MAP/APA	69	29	25	47	170

### (3) 年度別繰越件数の推移

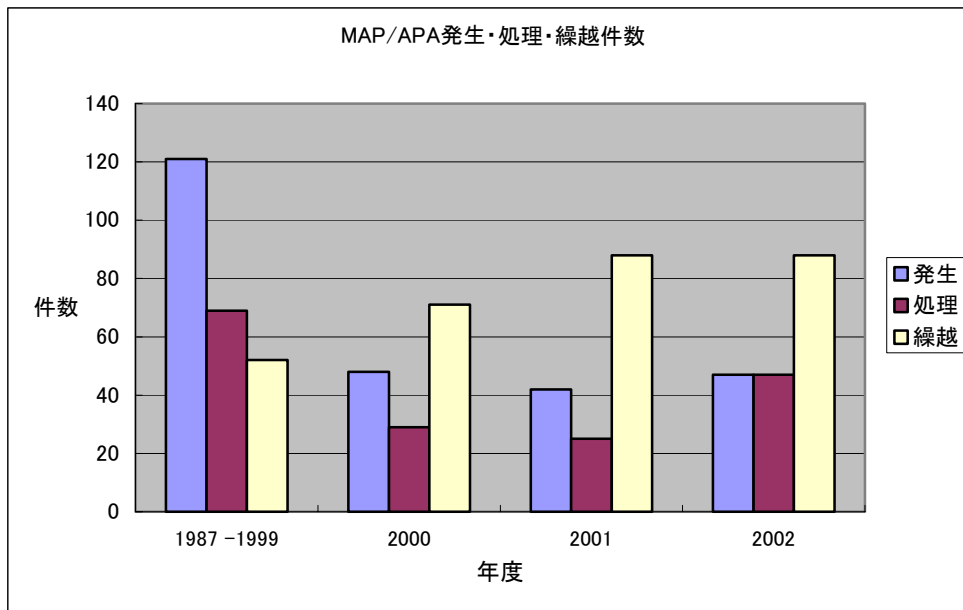
処理件数が年々増加しているにもかかわらず、それ以上の件数が新規発生しているために、繰越件数も増加している。

（単位：件）

繰越件数	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年
MAP/APA	52	71	88	88

<sup>25</sup> 件数のカウントについて、MAP/APA は、相互協議申立書の提出（又は相手国からの相互協議の申入れ）をもって発生 1 件とカウントしている。すなわち、正確には「APA に基づく相互協議件数」である。これには、APA 合意後に発生した補償調整及び修正に係る相互協議も含まれる。したがって、処理についても、MAP/APA は相互協議の合意によりカウントしている（但し、15 ページ以下の業種別内訳、対象取引別内訳、及び移転価格算定方法の内訳は、補償調整等を除いた件数について表示している。なお、補償調整等の件数は、2000 年 11 件、2001 年 9 件及び 2002 年 19 件である）。一方、国税庁が発表している「調査課所管法人に係る法人税の課税実績」で示される APA の申出件数は、APA の申出書の提出をもって発生 1 件、処理については確認通知を納税者に発出あるいは納税者が申出を取り下げたことにより処理件数 1 件とカウントしている。このため、両者の件数は一致していないことに留意いただきたい。

なお、以下において、年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年間とし、例えば 2002 年度は 2002 年 7 月 1 日～2003 年 6 月 30 日の 1 年間をいう。



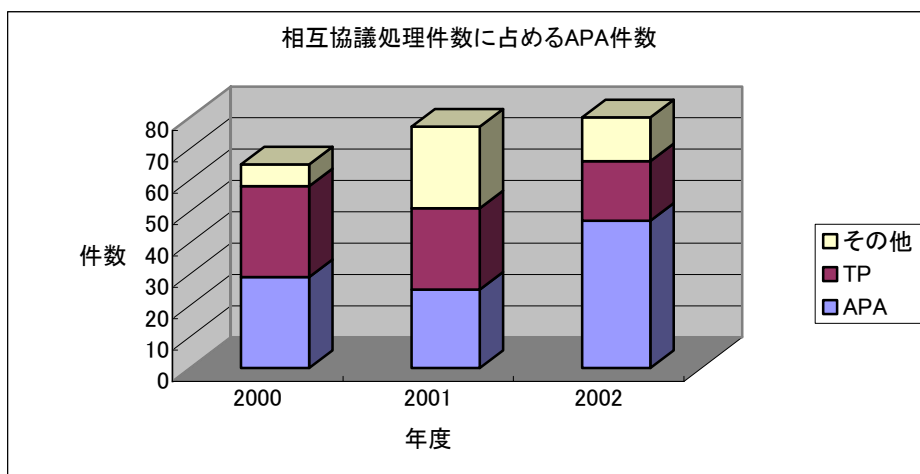
(1) 過去3年間のMAP/APAの分析

- 相互協議件数に占めるMAP/APAの割合

過去3年間の相互協議の内訳は以下のとおりである。2002年度では、発生・処理・繰越件数ともに相互協議件数に占めるMAP/APAは総件数の約半数を占めている。

(単位：件)

		MAP/APA		移転価格課税		その他		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
2000年	発生	48	64.9%	14	18.9%	12	16.2%	74	100.0%
	処理	29	44.6%	29	44.6%	7	10.8%	65	100.0%
	繰越	71	51.1%	33	23.7%	35	25.2%	139	100.0%
2001年	発生	42	47.7%	30	34.1%	16	18.2%	88	100.0%
	処理	25	32.4%	26	33.8%	26	33.8%	77	100.0%
	繰越	88	58.6%	37	24.7%	25	16.7%	150	100.0%
2002年	発生	47	50.0%	19	20.2%	28	29.8%	94	100.0%
	処理	47	58.7%	19	23.8%	14	17.5%	80	100.0%
	繰越	88	53.6%	37	22.6%	39	23.8%	164	100.0%



・ MAP/APA 処理事案の業種別内訳

MAP/APA 処理事案に係る確認法人の業種は以下のとおりである<sup>26</sup>。

(単位：法人)

	2000年	2001年	2002年
製造業	11	11	12
卸・小売業	4	2	8
その他	2	-	3

・ MAP/APA 処理事案の対象取引別内訳

MAP/APA 処理事案の対象取引は以下のとおりである<sup>27,28</sup>。棚卸取引に係るものが約 50%、役務提供、その他取引が残りを二分している。

(単位：件)

	2000年	2001年	2002年
棚卸取引	15	16	21
役務提供	8	7	10
その他 <sup>29</sup>	9	7	10

・ MAP/APA 処理事案の移転価格算定方法別内訳

移転価格算定方法は、以下のとおりである<sup>30,31</sup>。

(単位：件)

	2000年	2001年	2002年
基本三法 <sup>32</sup>	16	15	24
その他の方法	7	6	10

<sup>26</sup> 補償調整等を除く。

<sup>27</sup> 補償調整等を除く。

<sup>28</sup> 処理件数 1 件について、複数の取引が対象となっている場合がある。

<sup>29</sup> その他は、ロイヤルティ、グローバルトレーディングに係る取引である。

<sup>30</sup> 補償調整等を除く。

<sup>31</sup> 処理件数 1 件について、複数の算定方法が使用されている場合がある。

<sup>32</sup> 基本三法とは、独立価格比準法 (CUP 法)、再販売価格比準法 (RP 法) 及び原価比準法 (CP 法) をいい、基本三法に準ずる方法及びそれらと同等の方法を含む。

・ MAP/APA 処理事案の地域別内訳

(単位：国)

	2000年	2001年	2002年
米州	20	18	24
アジア・大洋州	4	5	17
その他	5	2	6

(2) MAP/APA の事案処理期間について

MAP/APA の処理に要する期間は、新規事案の場合、後続年度の場合、補償調整の場合等事案により異なるが、1件当たりの MAP/APA の平均的な処理期間は、おおむね2年弱となっている。

## 9 相互協議室・APA チームの体制

### (1) 相互協議体制の推移

相互協議担当部署は、1982年6月、国際会議、相互協議を担当する大臣官房参事官（国税審議官）及び企画官（国税審議官室長）によりスタートし、1986年国際業務室に改組された。その後、相互協議を専担する企画官（1995年）、相互協議を専担する国際企画官（1997年）そして1999年7月、相互協議室が設置され、現在に至っている。

相互協議担当者は、相互協議事案全般を担当しているため、MAP/APAだけでなく、移転価格課税事案、源泉事案、PE事案等を併せて担当している。ただし、近年においては、相互協議事案の約半数をAPA事案が占めている。

### (2) APA チーム体制

国税庁調査査察部調査課においては、1987年に国際調査管理官、調査情報第1～3係（現国際情報1～3係）が設置され、各国税局の移転価格課税及びAPAについての指揮・指導を行っている。APAに係る庁調査課及び国税局調査課の構成は、以下のとおりである。

国税庁				
調査査察部長	調査課長	国際調査管理官	課長補佐 企画専門官	国際情報第1～3係

国税局（事務所）			
東京国税局	調査第一部	国際監理官	国際情報課
大阪国税局	調査第一部		国際情報課
名古屋国税局	調査部		国際調査課
関東信越国税局	調査査察部		国際調査課
その他の国税局	調査査察部		調査管理課
沖縄国税事務所			調査課